

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成20年3月3日（月）

社会・援護局 総務課 指導監査室

目 次

(重点事項)	頁
1 平成20年度における生活保護法施行事務監査について -----	1
2 平成20年度における指定医療機関に対する指導及び検査について --	5 2
3 平成20年度における指定介護機関に対する指導及び検査について --	5 4
4 平成20年度における保護施設に対する指導監査について -----	5 7
5 社会福祉法人の指導監督について -----	7 1
 (連絡事項)	
1 平成20年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて ----	8 9
2 平成20年度各種研修等日程(予定) -----	9 2
 (参考資料)	
1 生活保護関係 -----	9 3
2 保護施設関係 -----	1 1 2

重 点 事 项

1 平成20年度における生活保護法施行事務監査について

最近、生活保護の適用など運営面に関して、新聞報道等において、別紙①～③のような開始時廃止時の不適切な取扱い、職員による保護費の詐取等の不祥事、元暴力団員である生活保護受給者による通院移送費制度を悪用した多額の保護費の不正受給事例などが大きく取り上げられ、また、別紙④のとおり稼働収入の無申告等による保護費の不正受給についても近年増加傾向にある。

このような事例の発生は、国民の生活保護制度に対する信頼を大きく損ない、ひいては制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない問題であり遺憾である。今後、このような事例が発生しないよう保護の適正な運用、不祥事の未然防止や早期発見に努めることが行政として強く求められている。このような観点からも指導監査の果たす役割は極めて重要であり、管下の実施機関等に対し厳正な監査の実施と適確な指導をお願いしたい。

これらを踏まえ、平成20年度の生活保護法施行事務監査に当たっては、「濫給防止」「漏給防止」「自立支援」を柱に、以下に述べる重点事項を基本に実施することとする。

(重点事項)

I 濫給防止

- ①不正受給防止対策の徹底
- ②通院移送費等医療扶助の適正な運営

II 漏給防止

- ・面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い

III 自立支援の推進

- ・自立支援プログラムの積極的な活用等による被保護者の自立支援の推進

IV 実施体制の充実・整備

- ・必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備等

については、都道府県・指定都市本庁が行う平成20年度の生活保護法施行事務監査においては、

①不正受給防止対策の徹底

- ・訪問計画に沿った確実な訪問調査活動による生活実態の把握と指導援助
- ・関係先調査や課税状況調査等各種調査の徹底
- ・資産及び収入の適正な申告指導

②医療扶助等の適正な運営

- ・通院移送費及び施術費の適正な給付
- ・長期入院患者の退院促進及び頻回受診者・重複受診者の適正な受診指導
- ・レセプト点検の適正実施

③面接相談、申請及び保護廃止時の適切な取扱い

- ・保護の相談に至らない急迫状態にある生活困窮者に関する情報活用による要保護者の福祉事務所窓口への誘導や住民に対する生活保護制度の周知
- ・保護の相談申請時の適切な対応
- ・保護の廃止時の適切な対応

④自立支援の推進

- ・自立支援プログラムの活用等による稼働年齢層の者に対する自立支援に向けた指導援助
- ・要援護者等に対する指導援助

⑤実施体制の充実・整備

- ・査察指導員による適切な業務進行管理と現業員に対する適時適切な助言・指導
- ・適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備

を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

なお、都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援発第2393号厚生省社会・援護局長通知）」に基づき行っているところであるが、具体的には、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」に基づき、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

(1) 福祉事務所に対する指導監査について

濫給防止

①不正受給防止対策の徹底

平成18年度において不正受給として各実施機関で措置したものは、14,669件、約90億円となっている。

先般、通院移送費について、総額2億3千万円を超える額が給付されていた事例が発生したところである。後述にもふれているが、今回、改正した医療扶助運営要領に基づき、特に、例外的給付については、福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の回数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段とするよう指導すること。この場合の給付の決定については、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関を決定するよう適正な支給決定を指導すること。

また、会計検査院による平成18年度決算検査報告においても、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告等により9都府県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、17ケースで49百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、関係先調査や課税状況調査等が不十分なため把握できず、適切な処理が行われないまま放置された結果生じた事例も少なくない。

については、収入申告書の定期的徴取を指導するとともに、申告内容の審査を行い、疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税状況調査を実施するよう指導をお願いしているところであるが、指導監査の結果、課税状況調査の結果と収入申告の内容との照合が確実に行われておらず、適切な事務処理が行われていない状況が認められ、会計検査院からも不当支出の指摘を受けていることから、課税状況調査の確実な実施と適切な事務処理について指導すること。さらに、各種年金等については、その受給権の有無や受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

不正受給を発見した場合には、発見時点から遡り過去の収入を調査し、預貯金等の関係先調査を実施した上、法第78条を適用し、費用徴収を行うことが原則であり、特に悪質なケースについては告発等を検討するなど、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

不正受給を未然に防ぐためには、特に以下のような点について指導を徹底していただきたい。

○保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

特に、年金受給資格についての一斉点検による把握や受給申請の指導を徹底し、また、相談時の段階で居宅用不動産を有することが明らかな高齢者世帯等には、要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用について指導すること。

保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

なお、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

○保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

ア 資産及び収入の適正な申告指導

資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出させ、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなど

し、例えば高校生のアルバイト収入等世帯員全員の収入申告義務を十分周知するよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

- ・ 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。
- ・ 所有を容認した不動産でその後、処分価値が大きくなったと認められるものについては、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。
- ・ 要保護世帯向け長期生活福祉資金制度の対象となった世帯については、平成20年度中に本貸付制度への切り替えを完了するよう指導すること。

イ 扶養能力調査の徹底

保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者の存否を確認し、扶養能力調査については、特に生別母子世帯の前夫等の重点的扶養能力調査対象者に対する調査を確実にを行うよう指導すること。また、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、実効ある調査を行うとともに、重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

なお、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

ウ 援助方針（処遇方針）の樹立

援助方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、指導監査の結果、長年見直しがされていないものや、訪問調査等による実態把握が不十分なためケースの実態と乖離しているもの、また形式的、画一的で具体性を欠くものなど、援助方針として適切でないものがみられる。

については、援助方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活

実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう指導すること。特に、援助困難ケース等については、関係機関との連携の上に、ケース診断会議等に諮った上で作成するよう指導すること。

また、援助方針については、その援助及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、必要に応じて見直すよう指導すること。

エ 訪問調査活動の徹底による生活実態の把握

訪問調査活動は、保護の受給要件の検証や、適切なケース援助を行っていく上で極めて重要なものであり、いわゆる現業業務の基本となるものである。監査結果を見ると、1年以上にわたる長期間未訪問ケースや、訪問計画に沿った定期的な訪問調査活動が実施されていない事例など、訪問調査活動に問題のあるケースが数多く見受けられる。

については、計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、援助方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が十分達成されるような訪問調査活動を徹底するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

また、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

さらに、査察指導員に対し訪問調査活動を充実させるには、進行管理が重要であることを認識させ、現業員に訪問調査を確実に実施させるよう指導すること。

なお、訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すように指導すること。

オ 就労阻害要因のない者等に対する就労指導の徹底

(後述の「自立支援の推進」を参照)

②医療扶助等の適正な運営

ア 厳正な通院移送費の給付

通院移送費の給付に当たっては、今回、医療扶助運営要領を改正し、これまでの取扱いを大きく変えたところであるが、運用については保護課会議資料に記載した「移送費の給付決定に関する決定事務のフローチャート」に沿って、原則、国民健康保険の例によることとし、これにより難しい場合は、例外的な給付として福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の回数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段とするよう指導すること。

この場合の給付の決定については、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関を決定するよう指導すること。

その他、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」にある着眼点を基本に、適正な支給決定を行うよう指導すること。

イ 厳正な施術費の給付

施術費の給付に当たっては、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成18年6月23日付社会・援護局長通知）において、施術の要否、往療料の必要性等について、これらの所定の手続きを経るとともに、必要に応じて嘱託医の意見を聴取することなどにより、適切な判断が行われるようお願いしているところであるが、今後においても、単なる肩こりや慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討するよう指導すること。また、往療料は歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限られることから、請求の内容についても十分な審査、確認を行うよう指導すること。

ウ 頻回受診者等に対する指導援助

頻回受診者や重複受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう指導すること。

エ 長期入院患者に対する指導援助

入院期間が180日を超える入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者については、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入など、退院に向けた支援を適切に行うよう指導すること。

特に、退院可能な精神障害者については、精神障害者施策との連携を図るとともに、精神障害者退院促進事業の活用を図るなど、積極的な取組を行うよう指導すること。

オ レセプト点検の適正実施

医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。

カ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用が可能な場合には、被保護者に対して原則、後発医薬品を使用するよう周知徹底を図り、特段の支障がないにもかかわらず先発医薬品を使用している場合には、後発医薬品の使用について指導を行うこと。また、医療機関や関係者に対し、後発医薬品の促進についての周知や指導等について取り組むよう指導すること。

キ 他法他施策の活用

他法他施策の活用の観点から、障害者自立支援法第58条の適用状況について一斉点検による把握や適用申請の検討を徹底し、また、人工透析医療については、19年度より自立支援医療により対応されているか確認し、適正に実施されるよう指導すること。

ク 介護扶助の適正な利用指導

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の維持・向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

漏給防止

面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取扱い

ア 保護の相談時における助言指導

- ・ 保護の相談に至らない急迫状態にある生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携を図るとともに、特に地域との関わりを拒んで生活しているような単身世帯、高齢世帯等については、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮するよう指導すること。
- ・ 面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認の上、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付するよう指導すること。また、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

イ 保護の廃止時における助言指導

- ・ 保護の辞退による廃止については、被保護者の意思の確認及び自立の可能性について留意し、辞退の強要と疑われるような行為は厳に慎むよう指導すること。
- ・ 辞退届が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものか、辞退による廃止後の世帯が直ちに急迫した状態とならないかを十分確認するよう指導すること。
- ・ 辞退による廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応するよう指導すること。

自立支援の推進

自立支援プログラムの積極的な活用等による被保護者の自立支援の推進

ア 稼働年齢層の者に対する自立支援に向けての積極的な指導援助

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。福祉事務所は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導援助を行う必要がある。

そのためには、就労可能な被保護者に対しては、就労・求職状況管理台帳へ登

載するとともに、生活保護受給者等就労支援事業等の就労支援プログラムを有効に活用するなど、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

稼働能力を活用しているか否かについては、その者の①稼働能力②稼働能力を活用する意思③稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討するよう指導すること。

稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問、自立支援プログラムの活用等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等から総合的に勘案し、状況に応じ転職指導を行う等、稼働能力の十分な活用に向けた指導援助が行われるよう指導すること。

なお、これらの指導に従わず、稼働能力がありながら正当な理由もなく就労又は求職活動を行わない者に対しては、法第27条に基づき文書指示を行い、さらに、これに従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停止又は廃止の検討を行うよう指導すること。

イ 要援護者等に対する指導援助

高齢者、障害者世帯等要援護世帯が被保護世帯の8割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、介護保険制度や障害者自立支援法等の各種保健福祉施策の活用を図るとともに、個別支援プログラムへの参加を促すなど、その積極的な活用を指導すること。

実施体制の充実・整備

組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置

ケースの援助及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員及び現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持・向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加を促す等、関係職員の職務能力の維持・向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあっては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ実施方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、援助困難ケース等については、ケース診断会議等を積極的に活用する等、所長等幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われていないケース、年金等の申請手続きが遅れているケース、調査結果と収入申告書の内容の照合や、その後の処理状況が適切に把握されていない事例等保護の決定実施上の基本的な面に各種の問題点が生じている。

については、査察指導員が訪問調査活動、収入申告書の徴取、援助方針に基づく指導援助等の状況のわかる「査察指導台帳」等を整備し、その進行管理を行うとともに、個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与すること。また、重点的な指導援助を要するケースについては、現業員任せにすることなく必要に応じ、査察指導員による同行訪問の実施や必要な助言指導を行うよう指導すること。

エ 職員による不祥事の防止等

(ア) 職員による不祥事の発生防止について

近年、福祉事務所職員による保護費の着服や窃盗、また、職員が返還金の事務処理を怠ったまま放置したり、被保護者名簿を金融業者へ渡すという情報漏

洩事故など職員による不祥事が後を絶たない状況にある。

このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、現業部門と出納部門の明確な区分など内部相互牽制機能の充実強化、経理事務の自主的内部点検の実施や、また、日頃から行政文書全般の保全はもとより生活保護事務が特に詳細な個人情報を保有している点を再認識し、経理事務や情報管理の徹底及び職員の倫理意識の高揚を図る等、不祥事が発生しないよう管内福祉事務所に対し指導を徹底すること。

なお、最近発生した不祥事の分類と防止対策について、別紙⑤のとおりまとめたので参考とされたい。

(イ) 暴力行為等の事故発生防止について

近年、面接相談時や訪問時などにおける被保護者からの暴力行為による現業員等の事故が報告されている。

については、本庁の指導監査においては、相談内容に応じた面接の実施、面接相談室内に凶器となりうる物を置かないなどの環境面での配慮や、面接相談体制のあり方、問題のあるケースに対する複数による訪問体制をとる等、管内福祉事務所に対し事故発生防止について指導すること。

また、威圧的な態度で不当な内容の要求を迫るような粗暴ケース等については、担当者だけの対応とせず管理職も含めた複数での対応や、必要に応じて警察との連携を図るなど組織的に対応するよう指導すること。

具体的には、次のような点について取り組むよう指導されたい。

- ・あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡をとり、対応方法について助言を求める。
- ・事態の態様や必要性に応じて、有事の際の迅速な対応が可能なように事前に警察へ協力を求める。
- ・暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報を活用する。
- ・幹部等職員は、日頃から警察の幹部等との連絡を密にし、緊急時に円滑な協力が得られるよう体制の構築をはたらきかけるなどの配慮をする。

(2) 都道府県・指定都市本庁における指導監査実施上の留意点について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査に当たっては、より効果的な指導監査を実施する観点から、次の点に配慮されたい。

ア 監査体制の充実等

近年の市町村合併による郡部福祉事務所の減少等により、本庁の指導監査担当職員においても、生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加することが懸念されることから、本庁の指導監査体制の強化が喫緊の課題となっている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

また、本庁が行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

イ 福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の計画と実施

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。

このため各福祉事務所ごとの「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実

施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

ウ 指導監査結果に基づく是正改善指示の徹底

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員すべてが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

については、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求めるとともに、確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題点の所在を十分認識させるとともに、問題点の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導を徹底すること。

エ 小規模福祉事務所に対する指導上の配慮

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年的人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

(3) 国が実施する指導監査について

国が、都道府縣市本庁及び各福祉事務所に対し実施する指導監査についても、前記(1)及び(2)で述べた点に留意して行うこととしているので、ご承知願いたい。

生活保護法施行事務監査事項（案）

（*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p><u>(6) 相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。</u></p> <p>(6)7 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>(7)8 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>エ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が優先されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。</p> <p>また、精神的な支援の可能性についても確認しているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査されているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>キ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の<u>処遇援助</u>について町村との連携は十分図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>1 権利、義務の周知徹底 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。 また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月（収入が安定している場合は3ヵ月ごと）、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>（ア）収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>（イ）年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>（ウ）仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p>毎年、全ケースの世帯員全員について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</p> <p>また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。</p> <p>（3）年金等の受給資格の確認</p> <p>一定の年齢に達した者について、年金加入状況確認調書を活用するなど、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>（4）扶養能力調査の実施</p> <p>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p> <p><u>（5）入院患者日用品費等給付</u></p> <p><u>入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 <u>処遇援助方針</u>の設定</p> <p>(1) <u>処遇援助方針</u>は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の<u>処遇援助方針</u>は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) <u>処遇援助困難なケース</u>等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p> <p>(3) <u>処遇援助方針</u>は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。<u>(ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上)</u></p> <p>(4) <u>処遇援助方針</u>が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、ケースの実態、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</p> <p>また、訪問基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に基づき計画的に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に把握されているか。</p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p><u>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</u></p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場</p> <p><u>があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</u></p> <p>子イ 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、<u>自立更生計画書、求職活動状況申告書</u>（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>子ウ 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。</p> <p>子エ 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>子オ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>オカ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>キ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、<u>地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等から総合的に勘案し、稼働能力が活用されていない場合は、転職を含む増収指導が行われているか。</u></p> <p>カク 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ ひとり親世帯就労促進費による一時扶助の適用について、適切に行われているか。</p> <p>(4) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p><u>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り、納付状況を把握するとともに、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手続きをとることにより改善が図られているか。</u></p> <p>フ 自立助長ケースの選定</p> <p>自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定 事務の確保</p>	<p><u>1 保護の開始</u> <u>保護の開始決定は、要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。</u></p> <p><u>2 保護の廃止</u> <u>(1) 辞退届による廃止</u> <u>ア 辞退届は、被保護者本人の真摯な意思によるものか。</u> <u>イ 被保護者本人から自立の目途を聴取するなど、廃止により急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。</u> <u>ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。</u> <u>(2) 指導指示違反による廃止</u> <u>ア 指導指示内容は被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。</u> <u>イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</u> <u>ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は組織的に対応されているか。</u> <u>(3) 保護の廃止後の助言指導及び連携</u> <u>保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。</u></p> <p><u>3 最低生活費の算定及び通知事務</u> 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の変更等が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。</p> <p>(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。</p> <p>また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p>
<p>2 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付</p> <p>ア 移送給付の範囲は、<u>一般的給付については国民健康保険の例により申請に基づき行われてい</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>るか。</p> <p>また、<u>通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。例外的給付の場合は、福祉事務所管内の医療機関に限るもので、療養に必要な最小限度の回数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段によって行われているか。</u></p> <p>イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。</p> <p>なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p><u>イ 給付の決定は、一般的給付・例外的給付それぞれ被保護者から申請があった場合、内容を確認の上、行っているか。</u></p> <p>また、<u>例外的給付の場合は、主治医からの要否意見書の提出及びその内容に関する嘱託医協議や、必要に応じ検診命令を行い、</u></p> <p><u>① 病状等から徒歩又は電車・バスを利用して通院することが可能かどうか</u></p> <p><u>② 通院先の医療機関は、必要な医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるか</u></p> <p><u>について把握し、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、日数、経路、交通機関について決定しているか。</u></p> <p><u>なお、交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討し、かつ最も経済的な経路・交通機関を福祉事務所において決定しているか。</u></p> <p>ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>ウ 給付については、福祉事務所が決定した内容と日数、経路、交通機関が異なる場合の交通費を対象にしていないか。</u></p> <p><u>エ 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。</u></p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(2) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 <u>また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。</u></p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 医療扶助の要否及びケース処遇<u>援助</u>に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、処遇<u>援助</u>方針の決定に当たって</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>は、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療を受けている者について、<u>原則</u>、自立支援医療により給付が優先されているか。</p> <p>7 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>(3) 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</p> <p>(1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>(2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p> <p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画（ケアプラン）により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に、要介護者等の居住地があるものが選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>5 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。 <u>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</u></p> <p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、所長等幹部職員及びケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p> <p>(2) 生活保護の運営は、実施方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。</p> <p>また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p> <p>(3) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>るか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) <u>処遇援助</u>困難ケースの<u>処遇援助</u>方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。</p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した<u>処遇援助</u>方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの<u>処遇援助</u>内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 実施体制の確保	<p> 接遇等について特別な配慮がなされているか。 (2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。 (3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。 </p> <p> 4 処遇援助困難ケースへの対応 (1) <u>処遇援助</u>困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な<u>処遇援助</u>を行うよう指導しているか。 (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。 (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。 </p> <p> 1 職員の配置状況 (1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。 (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。 (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの<u>処遇援助</u>、事務処理等に支障を来していないか。 ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。 (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。 </p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。</p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、現金の保管状況は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について、 ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。 イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。 ・ 国庫負担額 = (自治体の支出額 - (調定額 - 不納欠損額)) × 3/4 ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。 エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 <p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p> <p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 暴力団員である、またはその疑いがあるケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。</p> <p>(2) 保護を申請し、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）申請者等が暴力団員である場合には、ケースワーカー等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</p> <p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、福祉事務所と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(7) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>4 中国帰国者等に対する取扱いについて</p> <p>(1) 自立指導員との連携の上、中国帰国者等に対する地域生活支援プログラムを活用し、本人の希望に沿った支援につなげているか。</p> <p>(2) 平成19年4月1日から施行された「中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱い」に基づき適切に行われているか。</p>

北九州市において発生した孤独死事例の概要等

○保護の開始時(門司区の事例)

- ・平成18年5月、門司区の市営住宅で一人暮らしをしていたAさん(当時56歳)が自宅で亡くなっているのが見つかり、検死の結果、死後4か月とされた。
- ・Aさんは身体障害者手帳4級(下肢不自由)をもっていた。平成17年7月には栄養失調による虚弱で働けない状態となり、町内会長や民生委員らにより救急車が呼ばれ、病院に搬送されたこともあった。また、電気、ガス、水道のライフラインは同年9月時点で止められていた。
- ・このAさんは、生活困窮の状況にあったため、平成17年9月と12月の2回にわたり、門司福祉事務所に生活保護を受給するために相談に訪れた。同福祉事務所では、保健師を派遣(計5回)するなどしていたが、市内に住む成人した子ら親族で援助できないか話し合うよう促し、生活保護の申請書の交付に至らなかったもの。

【問題点】

- ①ライフラインが停止している生活困窮者の把握、及び生活保護の相談への誘導
- ②民生委員等地域における生活困窮者等の見守りの在り方

○保護の廃止時(小倉北区の事例)

- ・平成19年7月10日、小倉北区の一人暮らしのCさん(当時52歳)が自宅で死亡しているのが見つかった。遺体発見は死後3か月であった。
- ・平成18年10月までタクシー運転手として働いていたが、病気のために仕事ができなくなり、同年12月7日に生活保護の申請をした。同月26日に保護が開始され、翌年1月からは病気を治療しながら就労・自立に向けた指導が始められた。
- ・ところが、4月2日になって、Cさんから保護を辞退する旨の申し出があり、福祉事務所は4月10日付けで保護を廃止した。その後、Cさんと福祉事務所との関わりは途切れた。

【問題点】

- ・辞退届による保護廃止における辞退意思及び廃止後の生活の見通しの確認

○北九州市の動き

平成19年 5月	北九州市生活保護行政検証委員会発足
10月	中間報告書発表
12月	最終報告書

○国の動き

生活保護関係全国係長会議の開催(平成19年9月6日)
・保護相談時及び辞退届に基づく保護廃止時等の適切な取扱いについて指示

○国による北九州市への監査

1 監査期間等

・期間 平成19年10月29日(月)～11月2日(金)
・対象 北九州市本庁、小倉北福祉事務所
・体制 監査官等 6名(通常は2名体制)

2 監査の視点

- ①ライフラインが停止した急迫状態にある生活困窮者を発見できる仕組みや生活保護の相談への誘導の仕組みはできているか。またそれが機能しているか。
- ②相談・申請等開始時の取扱いが適切かどうか。
- ③辞退届による廃止時等の取扱いが適切かどうか。
- ④保護を開始した後のケースへの取組が適切かどうか。

3 問題点

- ①ライフライン停止で急迫状態にある生活困窮者の発見等については、当市には従来から地域ネットワークシステムはあるが、現場ではそれが十分機能していなかった。
- ②扶養義務者へ過度に扶養援助の確認を求めている事例があった。
- ③辞退届による保護廃止等の取扱い状況については、保護廃止後の就労先や収入など自立の目処の確認が不十分な事例があった。
- ④入院しているホームレスに対し、退院時に居宅保護の必要性の確認を行わないまま保護廃止しているなど、ホームレスに対する保護の適用に関し不適切な事例があった。 など

4 指導事項の概要

①ライフライン停止等の把握による生活困窮者の情報提供、連携体制について

今後市が予定している新たな地域ネットワークシステムの構築においては、例えば、生活困窮度や健康状態等に応じて、速やかに生活保護の相談・申請窓口の対応が必要な者、保健師等の訪問が必要な者、民生委員等の見守りが必要な者など、段階を設けて対応するシステムにするなど、真に急迫する者を漏れなく救済できる連携体制の確保等について検討すること。

②保護の相談・申請時の対応や保護辞退による廃止等の取扱いについて

次の事項について福祉事務所に対し、指導の徹底を図り、死亡事例と同様な事例を再発させないよう、その防止に努めるとともに、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

- i 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある者については、申請手続の援助指導を行うこと。
- ii 「辞退届」により保護を廃止する場合には、その「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものか、十分な確認を行うこと。
- iii 保護の廃止決定を行うに当たっては、本人から自立の目処を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状態に陥ることのないよう十分留意するとともに、廃止決定の判断は、担当者任せにせず組織的な対応をすること。 等

③ホームレスに対する保護の適用について

ホームレスに対する保護の適用については、国の通知で示している「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないこと」などに留意し、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

④小倉北福祉事務所における保護受給中のケースの取扱いについて

一部の被保護世帯に対する訪問調査活動が低調なため生活実態の把握が不十分で必要な指導援助がなされていなかったことから、査察指導員は、現業員に対し訪問調査活動等現業業務の適切な進行管理を行うよう努めること。

⑤その他

管内各福祉事務所の面接員や現業員等に対し、接遇・面接技能等の向上に資するための職員研修等の充実を図ること。

(別紙②)

職員の不祥事事例

(事例A)

○生活保護費の着服

(内容)

- ・被保護者8世帯に収入増加等を根拠に廃止や減額を通告していながら、これらの保護費について廃止の処理をしなかったり、収入額がないなどとして減額をせず、保護をそのまま継続して架空の生活保護費支給分3,177万円を約4年半にわたり詐取したもの。
- ・支払切符で換金する窓口払の仕組みを悪用し、被保護世帯と同名の印鑑を用意し、支給日に架空の保護費を銀行派出所から被保護者に代わって受取り着服。

(発生要因・問題点)

- ・現業員が現金を扱う行為が常態とされていた。
- ・課税状況調査を本人任せとし、組織的なチェックが不十分であった。
- ・生活保護費を窓口払としていた理由が不明確であった。
- ・不正が長期化した要因として、職員が自主的に当該世帯を担当するとの申し出があり、職員の経験に頼り同一世帯を長期間担当させ、結果的に職員任せとなり、査察指導員によるケースの状況把握や事態の発見もできなかった。

(未然防止策)

別紙⑤

(事例B)

○生活保護費等を窃盗

(内容)

- ①福祉事務所のカウンター内の椅子の上にあった、生活保護費の入った手提げ金庫約440万円を窃盗。
- ②福祉事務所の金庫から遺留金を2度にわたり合計約49万円を窃盗。

(発生要因・問題点)

- ・現金管理の不徹底
- ①金庫取扱者の厳重な管理意識が欠けていた。

②経理担当職員が頻繁に出し入れするとして、勤務時間中のみ金庫には施錠がされておらず、厳重な管理意識が欠けていた。

(未然防止策)

別紙⑤

(事例C)

○被保護者名簿の漏洩

(内容)

- ・借金をした金融業者から、「被保護者名簿等を渡せば借金を帳消しにする」と持ちかけられ、職員がこれに応じ被保護者全世帯分の情報が漏洩した。
- ・事件発生後、全被保護世帯宅への謝罪訪問と不審電話などの被害の状況確認を実施したが、被害のある被保護世帯はなかった。
- ・警察と連絡をとり被保護者名簿の回収に努めている。

(発生要因・問題点)

- ・情報管理の不徹底
- ・職員の倫理意識の欠如

(未然防止策)

- ・情報管理の徹底
- ・研修等による職員の倫理意識の高揚

(別紙③)

通院移送費の不適切な取扱い事例

(事例)

○介護タクシーでの通院を装い通院移送費を詐取。(捜査中:被擬事実未確定)

(世帯の状況)

・世帯員

主42歳:元暴力団、肝肺症候群の障害1種1級(電動車いす使用)及びC型肝炎で札幌市へ通院。逮捕されたタクシー会社役員とは知り合い。

妻37歳:傷病あり(めまい症、自律神経機能低下等)。主と同様札幌市へ通院。

子:四男三女

計9人世帯

(内容)

- ・主と妻が介護タクシー業者と共謀し、1年8ヶ月の間で約2億4千万円を詐取したとして逮捕。
- ・主及び妻が利用した介護タクシーの請求に際し、運行事実がない区間の費用を加えた虚偽の通院移送費が請求され、福祉事務所は請求内容を十分審査せずにこれを支給した。
- ・往復1回あたりの料金は25万円超(片道距離約85km)、1日に2往復したという不自然な請求事例もあり。また、月に最高で31日の通院回数もあった。

(福祉事務所の取扱い)

- ・受診医療機関としての適否についての検討が不十分。
- ・通院事実の確認はされているが、交通手段、通院日数、交通費などの妥当性が検討されていなかった。
- ・給付可否意見書のない医療機関への通院にも支給する事例があった。
- ・給付の決定にあたり複数業者による見積書等での検討がされていなかった。

不正受給の状況

1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
14	8,204	5,360,659	653
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612

資料:平成18年度監査実施結果報告

2 不正内容

内訳	平成18年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	7,885	53.8
稼働収入の過小申告	1,440	9.8
各種年金等の無申告	2,363	16.1
保険金等の無申告	501	3.4
預貯金等の無申告	221	1.5
交通事故に係る収入の無申告	281	1.9
その他	1,978	13.5
計	14,669	100.0

資料:平成18年度監査実施結果報告

3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
(88.2%)	(6.5%)	(5.3%)	(100.0%)
12,945件	947件	777件	14,669件

資料:平成18年度監査実施結果報告

- (注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。
2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。
3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

4 具体例

○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

(別紙⑤)

福祉事務所における職員の不祥事の種類と対応策

○不祥事の種類

金銭に絡む職員の不祥事の内容を大別すると、

A：保護費等を被保護世帯に渡す前の段階で不正に取得するもの、

B：被保護者が持つ金銭を不正に取得するもの、

C：職場内における保護費等の窃盗

の3つに類型化できる。

発生の要因として考えられることは、Aについては、現業員が直接現金を取扱っていたこと、窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったこと、安易に現業員が印鑑等を使用できたこと、長期にわたり現業員が同一世帯を担当していたことなどである。

Bについては、現業員が被保護者の通帳等を管理していたこと、現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと、被保護者に対し返還金等の取扱い方法が周知されていなかったことなどがあげられる。また、A Bいずれもその多くが査察指導員がケースワーカーに業務を任せきりにして点検等がなされていなかったことも大きな要因である。

Cについては、返還金の会計への納入処理が遅れ長期間金庫で保管する状態だったことなどである。

○防止対策等（別表参照）

防止策としては、①システム上の対策として、口座払いの推進、窓口払いの場合の経理担当等との複数による支給体制の確立、現金等取扱い方針等の作成とその周知徹底がある。次に、②運営上の対策として、査察指導員によるケースの状況把握の徹底や現業員の業務の進行管理、課税調査の徹底、定期的な自主的内部点検の実施、担当地区を一定期間で変更することなどがある。また、③倫理（モラル）上の対策として、幹部職員等が職員の不祥事は絶対に起こさないという強い意識を持ち、職員にたとえ僅かな額でもこのような行為は犯罪行為だということを強く認識させ、不正防止に対する意識の高揚を図ること、研修等による職員のモラル向上などがあげられる。

またCについては、金庫等管理の徹底を図るとともに迅速な返還金の納入処理などがある。

いずれの場合も、特に査察指導員等はケースワーカー任せにせず、組織的に業務を推進し、定期的な点検等を行うことがなにより肝要である。

福祉事務所職員における不正の種類・要因・防止対策

類型	主な不正の方法	発生要因	防止対策
A 保護費の不正取得	①廃止・停止したケースについて、事務処理手続きを行わず、保護継続を装い保護費を支出させ、不正に取得 ②収入認定すべき年金収入等を事務処理をせずに保護費を過大に支出させ、差額を不正に取得 ③転居に伴う敷金等を過大に水増すなど関係書類を偽造して請求し、本人には正規の額を支給し、差額分を不正に取得	①現業員による現金の取扱いが行われていたこと。 ②窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったため、安易に現業員が印鑑等を使用し保護費を受給できたこと。 ③組織的なチェック体制が不十分だったこと。 ④長期にわたり、同一世帯を同じ現業員が担当していたこと。 ⑤査察指導員等が現業員に現業業務を全任していたこと。	①口座払いの推進 ②窓口払いの場合は、経理担当職員等同席による本人確認、及び支給体制の確立 ③現金等取り扱い方法の確立 → 取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ④査察指導員による世帯状況の把握の徹底 → ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ⑤福祉事務所内の状況把握等 → 査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ⑥課税調査の徹底 ⑦内部点検等による各ケースの確認 ⑧現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑨職員の資質の向上及びモラルの徹底
B 被保護者の通帳等からの不正取得	①被保護者の通帳・印鑑及びキャッシュカード等を預かり、保護費等を不正に引き出し着服 ②被保護者から返還金等に係る現金を預かり、処理せずに着服	①現業員が被保護者の通帳、印鑑、キャッシュカード等を管理していたこと。 ②現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと。 ③被保護者に対し、返還金等の取扱い方法の周知が徹底されていなかったこと。	①現金等取り扱い方法の確立 → 取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ②査察指導員による世帯状況の把握の徹底 → ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ③福祉事務所内の状況把握等 → 査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ④内部点検等による各ケースの確認 ⑤現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑥職員の資質の向上及びモラルの徹底 ⑦金銭管理能力に欠ける者などの通帳、印鑑等に係る管理については、地域福祉権利擁護事業の活用などを検討。
C 保護費等の盗難	金庫等に保管していた保護費等を盗難	①支給日に来所できなかった世帯の保護費が金庫で管理されていたこと。 ②預かった返還金の会計への納入処理が遅れて、長期間、金庫で保管された状態であったこと。	①口座払いの推進 ②金庫管理の徹底 → 限られた職員による管理の徹底、鍵の管理の徹底、配置位置の検討等 ③金庫内残額の定期的な確認 ④迅速な返還金の納入処理

2 平成20年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）」に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

3 平成20年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）」に基づき実施すること。

なお、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しているので、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、生活保護担当部局での開催のみならず、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護、痴呆対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p> <p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

4 平成20年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成20年度における指導監査の実施に当たっては、特に以下の点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱（案）」に基づき実施されたい。

(1) 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、施設の最低基準が確保されていることはもとより、

- ①入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているかどうか
- ②居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているかどうか
- ③実施機関や家族との連携が図られているかどうか
- ④処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組みが一層推進されるよう指導すること。

(2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不祥事防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

(3) 保護施設指導監査事項の改正

現行の保護施設指導監査要綱における指導監査事項のうち「着眼点」については、過度に詳細な事項まで記載されているとの意見、記載されている事項の法的根拠や

具体的判断基準が曖昧であるとの意見、指導監査に際し事前に提出する資料に含まれている事項の掲載は不要であるとの意見があることから、今般、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱（案）」のとおり記載内容を整理する予定であるのでご了解願いたい。

なお、今回の改正は、保護施設に対する指導監査の方法並びに指導監査事項の目的及び趣旨を変更するものではないので念のため申し添える。

生活保護法保護施設指導監査要綱（案）

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査吏員担当者

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査吏員担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

(別紙)

保護施設指導監査事項

(*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主眼事項	着 眼 点
第1. 適切な入所者 処遇の確保 1. 入所者処遇の 充実	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを 得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。</p> <p>ウエ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画 が策定されているか。</p> <p>イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 検食は、適切な時間になされ<u>行われ</u>ているか。(原則として食事前となっているか。)また、各職種職員の交替により実施されているか。</p> <p>エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。)</p> <p><u>オカ</u> 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。(特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。)</p> <p>キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。</p> <p><u>カク</u> 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p><u>キケ</u> 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p><u>クコ</u> 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p><u>ア</u> 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。</p> <p>ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。</p> <p>エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p><u>ア</u> 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。 また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。</p> <p>エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。 イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。 ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。 エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 <u>また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。</u> エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。 <u>また、家庭復帰居宅生活への移行が期待できる者については、<u>や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。</u></u> さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 入所者の生活環境等の確保</p>	<p>イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>子 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のため<u>計画策定の際に、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか実施機関との連携を図っているか。</u></p> <p>イ また、入所者診断会議のケース会議等には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。</p> <p>オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p> <p>カ 衛生設備（特に調理室等）、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。</p> <p>キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。</p> <p>ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
3. 自立、自活等への支援援助	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護・更生施設関係</p> <p>ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は<u>や作業は、障害者施策等の活用も十分検討した上で、入所者の状況に即した計画が作成され適切に実施されているか。</u>また、参加促進のための工夫がな<u>行</u>われているか。</p> <p>イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。</p> <p>ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。</p> <p>エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。</p> <p><u>イオ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</u></p> <p>カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。</p> <p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 入所者に対し、<u>個別的に</u>ごとの更生計画と実施方法を決定するため、<u>総合診断会議を開催するなど、組織的に</u>検討が行われ、<u>適切に実施されているか。</u></p> <p>イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。</p> <p>ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。</p> <p><u>イエ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</u></p> <p><u>ウオ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、<u>作業能力評価が適切に行われ、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。</u></u></p> <p>カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。</p> <p><u>エキ 入所者の作業記録が<u>適正切</u>に記録されているか。</u></p> <p>ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1. 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>オケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。</p> <p>カサ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。 ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。 エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。 オ また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保</p>	<p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(12) その他の施設運営に関する事項</p> <p>ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。</p> <p>イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 介護機器 省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。</p> <p>エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <p>優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。</p> <p><u>(1) 適切な給与水準の確保</u></p> <p><u>ア</u>(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。</p> <p><u>イ</u>(2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>(2)労働時間の短縮等労働条件の改善</p>	<p><u>ウ</u>(3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等の支給は適正に支給され行われているか。また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p> <p><u>2</u>(4) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p><u>エ</u>(2) 夜勤、宿日直関係の取扱いは、適切に行われているか。 ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p><u>オ</u>イ 寮母介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされしているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p> <p><u>カ</u>(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>
<p>(3)業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p><u>(3)</u>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化の<u>に</u>努力がなされ<u>め</u>ているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>一(4)職員研修等資 質向上対策の推 進</p> <p>一(5)福利厚生等の 士気高揚策の充 実</p>	<p><u>(4)職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</u> ア 研修が職員に対して施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがいないか。 イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 <u>イウ 介護福祉士等の資格取得への<u>について配慮がなされ</u>しているか。 <u>エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。</u></u></p> <p>福利厚生等の充実に努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。</p>
<p>一(6)職員の確保及 び定着化</p>	<p><u>(5)職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</u> ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 <u>イウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 <u>ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。</u> <u>エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。</u></u></p>
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ウ <u>また、非常食等の予測される必要な物資の把握が確保されているか。及び平常時からの相互支援関係にある施設近隣施設等の協力体制について検討されているか。</u></p> <p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>

5 社会福祉法人の指導監督について

(1) 社会福祉法人の指導監督について

ア 社会福祉法人の指導監督については、昨年度の改正において、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、実地監査を4年に1回とする等の緩和を行ったところである。

しかしながら、一部の自治体からのヒアリングの結果、改正に沿った実地監査の見直しは、まだ十分に行われていない状況が確認されたところである。

各都道府県等におかれては、法人運営における関係法令の遵守状況や、施設及び事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、監査対象の重点化を図り、メリハリのある指導監督の実施をお願いしたい。

一方、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合は、これに拘わらず所轄庁の判断で随時指導監督を実施するなどのメリハリのある監査への見直しを行ったところである。

法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等との連絡調整会議を活用するなど、組織的な対応により、問題の是正改善が図られるまでの間は必要に応じて随時実地監査等を実施するなど、徹底した指導監督による改善に努めていただきたい。

イ 特に社会的な問題が発生した場合の対応事例として、平成19年度において、施設職員に研修生を配置し介護サービス費を減算することなく不正に請求していた事案や、施設職員による利用者への虐待行為や法人役員による入所者預り金を着服していた事案など、社会的に看過できない重大な問題が発生した際、所轄庁において特別監査や改善命令をおこなった事例を、別添1「平成19年度において社会的な問題が発生した法人の主な事例」のとおりお示しする。

都道府県等においては、こうした法人に対しては、施設監査等の関係部局との綿密な連携のもと、法人に対し、改善が図られるまでは重点的かつ継続的に指導監督を実施し、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条第2項以

降の改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止については、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導に努めていただきたい。

(2) 社会福祉法人指導監査要綱の一部改正について

社会福祉法人の指導監査については、昨年の指導監査要綱の改正により、外部監査の実施や福祉サービス第三者評価の受審など施設経営における積極的な取組を実施している法人については、所轄庁の判断により、実地監査を4年に1回とすることができることとしたが、本年度、さらに指導監査の重点的・効率的な実施について検討を重ねた結果、法人が「ISO9001」の認証を取得している場合は、「法人の積極的な取組」として評価し、来年度より実地監査を4年に1回とする要件のひとつに加えることとした。

これは、法人の指導監査を4年に1回とする要件の一つである「福祉サービス第三者評価」と「ISO9001」を比較した場合、第三者評価は、ガイドラインに示された評価基準に基づき、サービス提供に係る体制整備の状況や組織的な取組状況の評価するものである一方で、「ISO9001」は、当該規格で要求される事項について、法人自らが業務の手順や手法等をマニュアル等で定め、実践を内部でチェックし継続的に改善していくという点で異なる部分はあるものの、両者は、ともにサービスの質の向上を主な目的とし、そのサービスを生み出す体制と取組を評価することから、法人の指導監査を4年に1回とする要件である「法人の積極的な取組」のひとつとして、取り扱うこととしたものである。

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正（案）は、別添2のとおりであり、また、「ISO9001」の認証を取得している法人は日本適合性認定協会のホームページ（http://www.jab.or.jp/cgi-bin/jab_search_j.cgi?MENU_FLG=1）に掲載されているので、各都道府県におかれては、ご了承願いたい。

(参考) 「ISO9001」の概要

- 「ISO9001」は、事業者が行う製造やサービス提供について、業務プロセスの維持や改善によって、製品やサービスの質の向上を図るための「マネジメントシステム規格」の認証制度であり、近年は様々な分野の事業者において導入され、社会福祉法人・施設においても認証を受ける例がある。

(日本適合性認定協会のホームページでは、177法人が取得：H20.1.10現在)

- 「ISO9001」の認証は、法人全体でも、拠点施設ごと(例：特養+ショート+デイ)でも、また、施設単独でも取得することが可能である。

認証にあたっては、「ISO9001」規格で要求される事項について、法人自らがその業種や事業所に合わせた「品質管理マニュアル」等として定めるが、これは、経営に係る責任体制や職員の研修、サービス提供に係る目標や方法、記録管理、内部チェックによる評価及び改善等について体系的に明文化したものであり、これらが職員に周知され、業務がマニュアル等に沿って進められ、業務手順や手法等がマニュアルどおり実施されているかのチェックを受け、問題点があれば改善していくことなどが確実に機能しないと認証は得られない。

また、認証取得後は、定期的に維持審査(毎年)、更新審査(3年ごと)を受けるため、常にサービスの質を向上させることが必要な仕組みとなっている。

(3) 社会福祉法施行規則の一部改正について

(厚生労働大臣を所轄庁とする社会福祉法人の地方厚生局への事務移管)

社会福祉法人の所轄庁については、現行では、社会福祉法施行規則第13条の規定において、社会福祉法人の行う事業区域が2以上の地方厚生局にわたる法人にあっては、厚生労働大臣(以下「本省」という。)を所轄庁としている。

しかし、近年において、県内で社会福祉事業等を実施していた法人が、遠方の他の自治体の指定管理者制度等による事業者にも公募したり、自らの事業規模の拡大によって、広域(2以上の地方厚生局の管轄区域にわたる地域)に事業を展開する事例が増え、新たに本省が所轄庁となる法人が増加している状況にある。

(参考1) 厚生労働大臣（本省）所管法人数の推移

年 度	16年度	17年度	18年度	20年1月末
本 省	91法人	94法人	104法人	110法人

(注) 平成16～18年度は各年度末現在。

こうした積極的な事業展開を図る法人は今後も増加することが予測されることから、これに伴う新規事業計画等の相談、定款変更認可及び基本財産の処分承認等の事務処理を迅速化し、機動的な対応が図れるよう、今般、社会福祉法施行規則の一部を改正し、本省を所轄庁とする法人と地方厚生局を所轄庁とする法人について見直しを図ることとした。

改正内容は、本省を所轄庁とする法人については、特定の要件を満たす法人のみとし、その他の法人については、地方厚生局の管轄区域を超えて事業を行う場合でも、法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局を所轄庁とするものであり、施行日は、平成20年4月1日を予定している。

(参考2) 特定の要件

ア 各都道府県において活動している民間団体（社協）や利用者（当事者等）並びに施設等を統括する全国組織（中央組織）として設立され全国を単位として事業を行う法人

(例) 全国社会福祉協議会、日本身体障害者団体連合会、日本保育協会、等

イ 地域を限定することなく高齢者、障害者及び児童等の福祉について助成事業、相談事業を行う法人

(例) NHK厚生文化事業団、丸紅基金 等

ウ 個別の法令等を根拠として指定された法人

(例) 福利厚生センター、こどもの国協会 等

エ 上記に類する事業を行う法人

(例) 日本点字図書館（視覚障害者用図書情報ネットワーク事業）、
浴風会（認知症介護研究・研修センターの運営） 等

この改正により所轄庁が変更となる法人は、平成20年1月末現在、別添3「厚生労働大臣から地方厚生局長に所轄庁が変更となる法人一覧」のとおりである。

(参考3) 改正による厚生労働大臣所管法人数

	(改正前)		(改正後)
厚生労働大臣(本省)	110法人	→	44法人(本省)
			66法人(地方厚生局へ移管)

(注) 平成20年1月末日現在の状況である。

については、都道府県等におかれては、これら法人及び近々地方厚生局の管轄区域を超えて事業開始予定の法人に係る定款変更申請等の進達に際しては、別添4「社会福祉法施行規則の一部改正に伴う社会福祉法人の定款変更申請等に係る事務処理等の留意点」を参考にして進達事務の円滑な実施をお願いしたい。

(4) 行政指導、監査に対する苦情等相談事業について

「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」については、平成18年11月に全国社会福祉施設経営者協議会に設置されたところであるが、窓口に相談のあった案件については、内容に応じて厚生労働省に協議することとなっている。

これまで厚生労働省に協議された相談事例は、27法人41件となっているが、その中で、適正な行政指導監査及び今後の社会福祉法人経営に有益と考えられる情報が含まれているものについては、別添5「主な苦情等相談事例について」において例示することとした。

各都道府県等におかれては、これらの事例等を参考に、適正な指導監査の実施に引き続き努めていただきたい。

(5) 社会福祉法人指導監査の実施状況報告の一部改正について

都道府県等における社会福祉法人の指導監査の実施結果については、「社会福祉法人指導監査の実施結果報告について」(平成18年4月3日厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室長通知)(以下、「通知」という。)に基づき、毎年6月末日までに、前年度に実施した指導監査の結果報告を提出していただいているところである。

当該通知については、昨年度の社会福祉法人の指導監査要綱の見直し等を踏まえ、様式を変更し、また、新たに社会福祉法人に対する措置命令等の実施状況を把握するよう、別添6「平成19年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告(案)」のとおり改正し、平成19年度の指導監査結果から提出していただくこととしたので、留意の上、よろしく願います。

平成19年度において社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案

事例1 一 介護報酬の不正請求事案 一

1 事案の概要

- ① 施設の夜間職員に研修生を配置し、厚生労働省基準に定める職員配置基準を満たしていないまま、介護サービス費を減算することなく不正に請求していた。
- ① 介護サービス費の請求を行う際に、保険者に提出する職員配置基準に関して、虚偽の報告を行っていた。

2 所轄庁の指導内容

- 平成19年7月 特別監査を実施
- 改善命令
 - ① 不正請求及び虚偽報告について、原因を究明し問題の所在を明確にすること。
介護報酬の請求事務、理事の業務執行状況、施設長に対する理事長の指導監督状況について、監事による監査を実施すること。
 - ② 上記①の結果を踏まえ、理事会及び評議員会にて以下の内容について審議すること。
 - ア 施設長の監督責任がある理事長の懲戒処分
 - イ 施設長の懲戒処分
 - ウ 監事機能の強化
 - エ 再発防止の具体策

3 法人の改善措置内容

- 理事長は辞任、施設長は懲戒解雇。
- 再発防止策として、法令遵守の徹底及び請求事務の健全化を図るため、マニュアルを整備し、チェックを徹底する。
- 監事の強化として、これまでの監事2名は辞任し、今後はマニュアルにより適正に事務執行がなされているか、毎月、事業所にて監査を実施する。

事例2 — 法人資金の横領と利用者の虐待事案 —

1 事案の概要

- ① 障害者施設において職員による虐待が行われているとの情報提供があり、職員1名による利用者3名に対する虐待行為（身体拘束や清掃用具による体罰）が確認された。
- ② 理事長が入所者預り金の着服との情報提供があり、利用者数名の障害基礎年金を着服していたことが確認された。
- ③ 理事兼施設長による施設運営費の不適切な経理処理が確認された。

2 所轄庁の指導内容

- 平成18年12月～平成19年3月まで、特別監査を計6回実施
 - ① 改善勧告
 - ・ 虐待を行った職員の教育・研修、適正な処分
 - ・ 虐待の再発防止措置の実施
 - ・ 苦情解決体制の周知
 - ・ 保護者等への説明の実施
 - ② 改善命令
 - ・ 着服した理事長への厳正な措置及び利用者等への説明
 - ・ 不適正な経理処理を行った理事兼施設長Aへの厳正な措置及び経理処理の是正
 - ・ 理事長等の不正を長年黙認してきた理事兼施設長Bへの厳正な措置
 - ・ 適切な利用者処遇の確保
 - ③ 告発
 - ・ 理事長を業務上横領で告発

3 法人の改善措置内容

- ① 改善勧告への対応
 - ・ 虐待を行った職員には教育・研修を実施し、1ヶ月の停職処分。
 - ・ 虐待防止責任者の設置、法人内外での研修を実施。
 - ・ 父母会での虐待の事実及び再発防止の説明会を実施し、苦情解決体制を周知
- ② 改善命令への対応
 - ・ 理事長は辞任、着服については利用者への謝罪及び弁済を行った。
 - ・ 不適正な経理処理をおこなった理事兼施設長Aは辞任し、不適切な経理処理を是正
 - ・ 理事長等の不正を長年黙認してきた理事兼施設長Bは辞任
 - ・ 利用者のニーズに対応した適切な処遇の実施

○「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局長・老健局長連名通知）

【新旧対照表】

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">社会福祉法人指導監査要綱の制定について</p> <p>第1 指導監査の目的 （略）</p> <p>第2 指導監査の実施等 (1)～(3) （略） (4) さらに、(3)のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適正に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。 ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。<u>ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるものに限る。なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取扱って差し支えない。</u> イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている） ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。 (5)～(11) （略）</p> <p>第3 他機関等の連携 （以下略）</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人指導監査要綱の制定について</p> <p>第1 指導監査の目的 （略）</p> <p>第2 指導監査の実施等 (1)～(3) （略） (4) さらに、(3)のア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適正に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。 ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるもの） イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている） ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。 (5)～(11) （略）</p> <p>第3 他機関等の連携 （以下略）</p>

(参考資料)

福祉サービス第三者評価と I S O 9001 の比較

	福祉サービス第三者評価	I S O 9001
目 的	社会福祉事業経営者が行う福祉サービスについて、個々の事業者が事業運営における問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるもの	福祉サービスに限らず、事業者が製造やサービス提供について、業務プロセスの維持や改善によって、製品やサービスの質の向上を図るもの (サービスの質の向上を図る点は、左記と同じ)
評価方法	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に示された評価項目に基づき、評価を行う。	I S O 9001 の規格で要求される事項について、法人自らが定めた規程やマニュアルにより明確にされ、それらに基づき業務が進められ、自己チェックされ、改善に取り組まれているかを認証する。
評価機関等の仕組み	各都道府県に設置されている都道府県推進組織が認証した評価機関が評価を行う（研修を受けた評価調査者が評価する）。 評価機関数 477 機関（H19.3月末現在）	日本適合性認定協会が認定する認証機関が認証を行う（研修を受けた審査員が審査する）。 認証機関数 23 機関（医療福祉社会：H20.1.20現在）
評価対象	施設ごとに評価	法人全体でも一部施設でも評価が可能
評価実績	2,075施設（平成18年度）	177法人（平成20.1.10）
評価の継続性	無（1回限り） ※ 法人の指導監査を4年に1回と判断する目安としては、2年に1回程度を受審とするよう、平成19年3月の「全国課長会議」において周知	有 ※ 認証後は、毎年1回の維持審査と3年に1回の更新審査を継続して受審
取得費用	1施設30～40万円程度	1事業所当たり100～300万円 (概ね100万円台だが事業所規模にもよる。また、認証のためコンサルタントに依頼すると別途費用がかかり高額となる。)

厚生労働大臣から地方厚生局長に所轄庁が変更となる社会福祉法人一覧(2008.1.30現在)

NO	進達庁となる都道府県	所轄庁が変更となる社会福祉法人	厚生労働大臣所管(～20.3.31)→	→地方厚生局所管(20.4.1～)
1	北海道	ノテ福祉会	老健局	北海道厚生局
2	青森県	ファミリー	老健局	東北厚生局
3		弘前愛成園		
4		蓬生会		
5		山形県 敬寿会		
6	福島県	南東北福祉事業団	老健局	関東信越厚生局
7	埼玉県	元気村	老健局	
8	東京都	賛育会	社会・援護局	
9		聖母会		
10		黎明会	障害保健福祉部	
11		東京都社会福祉事業団		
12		婦人の園	老健局	
13		武蔵野会		
14		パール	雇用均等・児童家庭局	
15		共生会		
16		浴光会		
17		雲柱社		
18		お告げのフランシスコ姉妹会		
19		カリタスの園		
20		救世軍社会事業団		
21		クリスト・ロア会		
22	栄光会			
23	神奈川県	聖心の布教姉妹会	障害保健福祉部	
24	新潟県	勇樹会	老健局	
25	長野県	親愛の里	社会・援護局	
26		菫垣会		
27	静岡県	聖隷福祉事業団	老健局	
28	愛知県	杉の子	雇用均等・児童家庭局	
29		富士厚生会		
30		サン・ビジョン		
31	三重県	さつき福祉会	老健局	近畿厚生局
32	京都府	カトリック京都司教区カリタス会	雇用均等・児童家庭局	
33		大五京		
34	大阪府	枚方療育園	障害保健福祉部	
35		大典福祉会		
36		都島友の会	雇用均等・児童家庭局	
37		白鳩会		
38		光聖会		
39		樅の木福祉会		
40	兵庫県	暁光会	障害保健福祉部	
41		長和福祉会	老健局	
42		イエス団	雇用均等・児童家庭局	
43	鳥取県	聖嬰会	老健局	
44		敬仁会		
45		ショウトク福祉会		
46		こうほうえん		
47		岡山県 新生寿会		
48	広島県	鶯園	雇用均等・児童家庭局	
49		むつみ会		
50		三篠会		
51		福祉の森		
52	徳島県	光の園	老健局	
53		平成記念会		
54		緑風会		
55	香川県	白鳳会	障害保健福祉部	
56		鶴足津福祉会		
57	高知県	光の村	老健局	
58		藤寿会		
59	福岡県	怡土福祉会	老健局	九州厚生局
60	佐賀県	寿楽園	老健局	
61	長崎県	純心聖母会	雇用均等・児童家庭局	
62		赤い鳥保育会		
63	熊本県	キリスト教児童福祉会	障害保健福祉部	
64	大分県	太陽の家	老健局	
65		清恵会		
66	宮崎県	顕真会	雇用均等・児童家庭局	

社会福祉法施行規則の一部改正に伴う社会福祉法人の
定款変更申請等に係る事務処理等の留意点

1 社会福祉法施行規則の一部改正に伴う都道府県等の事務処理の留意点

厚生労働大臣を所轄庁とする法人又は新たに厚生労働大臣を所轄庁とする法人の定款変更申請等については、主たる事務所のある都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県知事は必要な調査を行ったうえで意見を附さなければならぬとされている。(社会福祉法第31条第4項)

今般の改正に伴い、都道府県等においては、改正社会福祉法施行規則の施行日の前後で、定款変更申請等の進達先が異なることになるが、その取扱いについては以下のとおりである。

(1) 都道府県の進達先

ア 平成20年3月31日(省令改正前)まで → 「厚生労働大臣」
に進達する場合

イ 平成20年4月1日(省令改正後)以降に → 「地方厚生局長」
進達する場合

ウ 平成20年3月31日までに申請の提出を → 「地方厚生局長」
受付け、4月1日以降に進達を行う場合

(2) 都道府県における定款変更申請先等の修正

上記ウの場合、社会福祉法人から提出された定款変更申請等の申請先の名称及び変更後の定款の所轄庁の名称等が「厚生労働大臣」とされているので、これを都道府県において「職権」により「地方厚生局長」に修正を行う。

(3) 平成20年度当初に地方厚生局の管轄区域を超えて新規事業を開始する法人の進達について

平成20年度当初(4月～5月)に新規に事業の開始を予定している法人からの申請があった場合には、できるかぎり早期(1月から2月)、遅くとも3月中に厚生労働省までに進達されるようご協力をお願いしたい。

(4) その他

今回の社会福祉法施行規則改正については、社会福祉法人の参加する会議等で、都道府県・指定都市・中核市所管法人に対しても周知願いたい。

【改正に伴う事務処理の留意点】

	法人の申請先	都道府県の進達先	審査	認可
～H20年3月31日	大臣あて	大臣あて	本省	大臣名
A H20.3.31までに厚生労働本省で受付けた申請であって、本省での審査中に4/1が過ぎた場合	大臣あて	大臣あて	本省 (経過措置を設ける)	大臣名
B H20.3.31までに都道府県等で受付けた申請であって都道府県等での審査中に4/1が過ぎた場合	大臣あて	地方厚生局長あて ※「大臣あて」を「地方厚生局長あて」に修正する(都道府県の職権)	厚生局	厚生局長名
H20年4月1日～	厚生局長あて	厚生局長あて	厚生局	厚生局長名

【参考】

1 社会福祉法施行規則の一部改正に伴う厚生労働本省の今後の対応予定

(1) 厚生労働本省に進達された定款変更認申請に対する事務処理

ア 平成20年3月31日までに厚生労働本省に進達があり、平成20年3月31日までに認可を行う場合

- 厚生労働本省において認可事務を行う。
→ 「厚生労働大臣名」による認可

イ 平成20年3月31日までに本省に進達があったが、認可事務処理のため4月1日以降の認可となる場合

- 経過措置を設け、引き続き厚生労働本省において認可事務を行う。
→ 「厚生労働大臣名」による認可

(2) 厚生労働本省から地方厚生局に移管となる社会福祉法人への周知

厚生労働本省から地方厚生局へ移管する法人に対し、省令改正に伴う所轄庁変更のお知らせ、また、当面定款変更が予定されていない場合も、1年以内を目途に所轄庁を該当する地方厚生局長へ変更するよう周知する。

2 地方厚生局の対応予定

都道府県から、平成20年度当初(4~5月)に新規に事業の開始を予定している法人の定款変更申請等の進達があった場合は、事業認可を担当する自治体と連携し、事業開始に支障が生じないよう調整を行う。

主な苦情等相談事例について

ケース1：「役員報酬について」

- 法人の経理規程を定め、それに沿って役員報酬を支払っているが、役員報酬の設定額について、県が独自に作成した役員報酬通知の水準以下に改善を求められた。
- タイムカードによる管理等、職員に準じた事務所における労働実績が証明されなければ月給支給は相応しくないとして、改善を求められた。

(回答)

- 1 役員報酬については、定款準則第8条において「勤務実態に即して支給すべきもの」としており、役員報酬の額については、社会福祉法人の運営や事業経営が法人の自主性に委ねられていることから、行政庁が一律にその金額や基準を設定すべき性格のものではないと考えている。
このため、役員報酬にかかる基準を設定にあたっては、法人毎の事業規模や経営状況を踏まえて、法人自らが設定することが原則であり、各法人が経営状況を踏まえ、適切な額を理事会で設定すること、報酬の額を含め役員報酬規程など明確なルールを作成しておくことが重要かつ不可欠である。
- 2 所轄庁が行う法人監査において、役員報酬が高額な場合については、①当該社会福祉法人の規模、②収支状況、③役員の経歴、④地域の同種の事業を行う社会福祉法人の役員報酬額の状況、⑤役員の業務量等を総合的に検討した結果、その額が著しく多額であると判断される時は、役員報酬の額を設定した当該法人の理事会において十分に審議がなされたものであるか、また、定款に定める適正な手続きによって議決されたものであるかを確認した上で、これらに問題があると判断された場合には、法人の理事会に対して指摘すべきものとする。
- 3 また、所轄庁が理事会の出欠をもって理事の役員報酬の減額を指導することは適正ではないと考えるが、その場合、社会福祉法人の理事会は、法人の意思決定機関であることから、できるかぎり理事会へ出席を促し、また、欠席が長期にわたるようであれば、理事の交代等についても検討が必要である。

ケース 2 : 「借入金の償還財源の贈与契約変更について」

- 過去に法人の理事長等との間に施設整備に係る借入金の償還財源の贈与契約を結んでいたが、結果的に贈与がなくても法人の運営上何ら支障をきたすことがないことから、贈与契約解除を理事会にて決議した。
- しかしながら、行政指導により理事会決議が無効として、贈与の履行を要求された。

(回答)

- 1 一般的な考え方としては、施設整備の後において、当初予定されていた法人の理事等からの寄付金による償還の履行が無くなれば法人がこれを負担することになり、法人運営に何らかの支障が生じることになることから望ましくはない。
- 2 しかしながら、法的な面から解釈すれば、法人の借入金の償還が別途確実に賄えるという状況が保障されるのであれば、当該贈与契約を解除することは明確には禁止されていない。
- 3 したがって、贈与契約を解除し法人がこの分を履行するとした場合に、法人の運営に大きな支障がないとして、法人が理事会の議決等適正な手続きを経て、贈与契約の解除が成立している場合に、これを無効であるとして履行請求を指導するのは困難である。

平成19年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告(案)

(一般監査用)

(自治体名:)

所轄法人数 A(前年度末現在)	法人
指導監査実施法人数 B	法人
文書指摘を行った法人数 C	法人
文書指摘事項	指摘法人数 D
I 組織運営	
1 定款変更等の状況 (1)定款の不備又は実態と乖離 (2)定款変更の申請又は届出の遅延 (3)その他()	
2 役員の構成等の状況 (1)役員(理事・監事)構成の状況 ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延 イ 役員の構成が不適切 ウ 役員の選任及び手続が不適切 エ 代表権を有する者の未登記 オ 理事長の職務代理者が未指名 カ 役員報酬等の不適正な支給 キ その他() (2)評議員の構成等の状況 ア 評議員の欠員補充の遅延 イ 評議員の構成が不適切 ウ 評議員の選任及び手続が不適切 エ 評議員報酬等の不適正な支給 オ その他()	
3 理事会の状況 (1)理事会の開催要件の不備 (2)理事会の開催が低調又は形骸化 (3)理事会の要議決事項にかかる審議が未実施 (4)理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続 (5)理事会の議事録の記録及び保存が不適切 (6)日常軽易な業務の理事長専決事項の不備 (7)その他()	
4 評議員会の状況 (1)評議員会の未設置 (2)評議員会の開催要件の不備 (3)評議員会の開催が低調又は形骸化 (4)評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施 (5)評議員会で特定の評議員が欠席 (6)評議員会の議事録の記録及び保存が不適切 (7)その他()	
5 監事監査の状況 (1)監事監査が形式的又は遅延 (2)監査報告書の作成及び保存が不適切 (3)その他()	
II 事業	
1 社会福祉事業の実施状況 (1)定款上の事業と実際に行われている事業が不一致 (2)社会福祉事業が主たる地位を占めていない (3)社会福祉事業収入の運用方法が不適切 (4)その他()	

2 公益事業の実施状況 (1)公益事業の内容が不適切 (2)公益事業に係る会計処理が不適切 (3)その他()	
3 収益事業の実施状況 (1)収益事業の内容が不適切 (2)収益事業に係る会計処理が不適切 (3)その他()	
Ⅲ 管理 1 人事管理の状況 (1)施設長任免が不適切 (2)その他()	
2 資産管理の状況 (1)基本財産の管理が不十分 (2)運用財産等の管理が不十分 (3)株式等による運用財産の管理運用が不適切 (4)借地等に係る利用権の未設定又は未登記 (5)総資産額等が未登記又は登記遅延 (6)その他()	
3 会計管理の状況 (1)経理規程の未整備又は実態との遊離 (2)会計責任者と出納職員未配置又は兼務 (3)経理事務処理が不十分 (4)資金計画、借入金の償還が不適切 (5)決算関係書類が不適切 (6)諸帳簿の整備が不十分 (7)寄付金の取扱いが不適切 (8)入所者預かり金の取扱いが不適切 (9)その他()	
4 その他 (1)法人の業務、財務等の情報開示が不十分 (2)苦情解決の仕組みの未整備又は不十分 (3)防災対策の取組みが不十分 (4)その他()	

(注1)上記「指導監査実施法人数B」欄について

同一法人に対し、2回以上監査を行った場合についても、「1法人」とする。

(注2)上記「指導監査実施法人数D」欄について

事項(I、II、III及び1、2、2(1)、2(2)、3…)についても記入することとし、同一法人に対し、複数の事項(I(1)(2)(3)、2(1)ア～キ)につき指摘を行った場合についても、「1法人」とする。

(措置命令等の状況)

所轄法人数 A(前年度末現在)	法人
特別監査実施法人数 B	法人
指導状況	指摘法人数 C
1 社会福祉法第56条関係 (1)措置命令(第56条第2項) (2)業務停止命令(第56条第3項) (3)役員解職勧告(第56条第3項) (4)解散命令(第56条第4項) 2 社会福祉法第57条関係 (5)公益事業又は収益事業の停止命令(第57条)	

(注)

(注1)「措置命令(1)」欄には、社会福祉法第56条第2項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じた件数を計上する。

(注2)「業務停止命令(2)」欄には、社会福祉法第56条第3項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止を命じた件数を計上する。

(注3)「役員解職命令(3)」欄には、社会福祉法第56条第3項に基づき、役員の解職を勧告した件数を計上する。

(注4)「解散命令(4)」欄には、社会福祉法第56条第4項に基づき、解散を命じた件数を計上する。

(注5)「公益事業又は収益事業の停止命令(5)」欄には、社会福祉法第57条に基づき、公益事業又は収益事業の停止を命じた件数を計上する。

連 絡 事 項

1 平成20年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて

平成20年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了承ください。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途通知する。

① 実施時期

4月15日（火）・16日（水）・17日（木）＜予定＞

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）
2. 監査の実施結果（別紙2）
3. 参考資料

（1）管内の保護動向を分析した資料

（2）平成20年度の本庁監査実施要綱

（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意します。）

（3）平成19年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」

- ① 平成18年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所
- ② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所
- ③ 別紙2の本庁の評価が「D」、「E」に該当する福祉事務所

2 平成20年度各種研修等日程（予定）

平成20年度における生活保護法施行事務監査関係及び社会福祉法人指導監督関係の研修等を別紙3のとおり予定しているので、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

(別紙2)

2. 監査の実施結果

年度		17年度	18年度	19年度
福祉事務所				
指摘数/ ケース検討 数				
文書指摘率	%	%	%	
評 価				
指摘数/ ケース検討 数				
文書指摘率	%	%	%	
評 価				
指摘数/ ケース検討 数				
文書指摘率	%	%	%	
評 価				

- (注) 1 上記内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。
 2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書（個別ケースの指摘は除く。）で指摘した事項を記入すること。
 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。
 4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

平成20年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主催	開催地
生活保護関係係	福祉事務所新任査察指導員研修	7月9日(水) ～ 7月11日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	福祉事務所新任所長研修	7月23日(水) ～ 7月25日(金)	同上	同上
	全国生活保護査察指導員研究協議会	8月27日(水) ～ 8月29日(金)	厚生労働省	東京都
	都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修 (生活保護担当)	9月10日(水) ～ 9月12日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
社会福祉法人関係係	都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修 (第1回社会福祉法人・老人福祉施設担当)	5月14日(水) ～ 5月16日(金)	同上	同上
	都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修 (第2回社会福祉法人・老人福祉施設担当)	5月28日(水) ～ 5月30日(金)	同上	同上
	都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修 (社会福祉法人・障害者福祉施設担当)	6月11日(水) ～ 6月13日(金)	同上	同上
	都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修 (社会福祉法人・児童福祉施設担当)	6月25日(水) ～ 6月27日(金)	同上	同上